

令和6年3月29日付け県公報号外第20号静岡県規則第23号（静岡県財産規則の一部を改正する規則）中、次のとおり訂正する。

ページ	行	誤	正
2	改正後の欄下から11	<u>という。</u>	<u>という。)</u>